

奈良県と西日本電信電話株式会社との
ICT を活用した観光・産業振興等に関する連携協定書

奈良県（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な相互協力と連携のもと、双方の資源を有効に活用した協働により、奈良県内における観光・産業振興、その他行政課題の解決をはじめ、地域の活性化及び県民サービス向上に関して取り組みを推進し、豊かで活力ある奈良県をめざすことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的達成に向け、次の各号に掲げる分野における甲乙が取り組む奈良県内での地域活性化に係る施策に関し、相互に連携及び協力する。

- （1）観光振興に関すること
 - （2）産業振興に関すること
 - （3）事業共創と人材育成に関すること
 - （4）その他、行政課題の解決をはじめ、地域の活性化及び県民サービス向上に関すること
- 2 甲及び乙は、前項に定める事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取り組みごとに別途取り決める。

（機密保持）

第3条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定書に基づき知り得た相手方の一切の機密情報を本協定書に基づく第1条の目的遂行のためのみ利用するものとする。

2 甲及び乙は、相手方の同意を得ることなく、この協定の期間中はもとより協定終了後においても、機密情報を第三者に開示・提供してはならず、また漏洩等を行ってはならない。

（損害賠償義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に関連して互いにいかなる損害賠償義務も負わないものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙いずれかから本協定書の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合及び本協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が誠意を持って協議し定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年9月17日

甲 奈良県奈良市登大路町30
奈良県知事

山下 真

乙 大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号
西日本電信電話株式会社 代表取締役副社長

木上 秀則